

平成24年度一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

本町の廃棄物の排出量は年々減少傾向にあり、3R（スリーアール）の推進と、集団資源回収等の促進による資源化を推進し、「資源循環型社会」の確立を図るため、町民・事業者・町等がそれぞれの役割を果たしながら協働により「町民一人1日あたり60グラム」の廃棄物の減量化に取り組む。

また、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による災害廃棄物については、関係機関と連携し効率的に廃棄物の処理を行う。

2. 計画期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

3. 計画区域

亘理町全域

4. 処理計画及び目標

(1) ごみ総排出量

3Rの実践、分別徹底の周知、生ごみ処理容器購入補助の推進、町広報誌等による周知を行いながら、総排出量の減量化を図る。

項目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
①清掃センター搬入量	9,140 トン	10,000 トン	9,250 トン
もえるごみ	7,352 トン	7,825 トン	7,180 トン
資源ごみ	1,684 トン	1,800 トン	1,750 トン
有害危険ごみ	82 トン	25 トン	20 トン
粗大ごみ	22 トン	35 トン	300 トン
②集団資源回収量	344 トン	400 トン	400 トン
③拠点回収資源化量	27 トン	30 トン	30 トン
①+②+③総排出量	9,511 トン	10,430 トン	9,680 トン
前年度比	-0.66 %	9.66 %	1.78 %

(2) 資源化量・リサイクル率

集団資源回収の推進、リサイクル情報バンクの活用、資源ごみの分別徹底の周知を行いながら資源化量・リサイクル量の増加を図る。

項目	平成23年度 (推計値)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
①清掃センター資源物排出量※	1,800 トン	2,000 トン	2,000 トン
② 集団資源回収量	344 トン	400 トン	400 トン
③ 拠点回収資源化量	27 トン	30 トン	30 トン
①+②+③合計	2,171 トン	2,430 トン	2,430 トン
リサイクル率	22.8 %	23.3 %	25.3 %

※印は推計値

(3) 町民一人1日あたりのごみ排出量

町民・事業者・町等が協働して町民一人1日あたり60グラムの減量化を目標とする。

項目	平成23年度 (推計値)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
一人1日排出量	729 グラム	838 グラム	774 グラム
前年度比	5.8 %	15.0 %	6.2 %

(4) し尿処理

下水道の整備と合併浄化槽の普及により水洗化を図る。

項目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
処理量	2,943 KL	3,000 KL	2,900 KL
前年度比	-18.09 %	1.94 %	-1.46 %

(5) 浄化槽汚泥

下水道の整備を補完する施設として、合併浄化槽(合併浄化槽設置補助事業)の普及拡大を図る。

項目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
処理量	3,387 KL	4,000 KL	3,340 KL
前年度比	-35.50 %	18.10 %	-1.39 %

(6) 側溝汚泥

道路側溝の整備や蓋を設置することにより、側溝汚泥の侵入を防止する。

項目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
処理量	61 トン	120 トン	100 トン
前年度比	-70.95 %	96.72 %	63.93 %

(7) 災害廃棄物

関係機関と連携しリサイクルなどを行いながら、効率的に廃棄物の処理を行う。

項 目		平成23年度 (実績)	平成24年度 (処理計画)	平成24年度 (目標)
可 燃	木くず	0.3 千トン	186.0 千トン	186.0 千トン
	粗大・混合ごみ	－ 千トン	6.0 千トン	6.0 千トン
	その他	0.3 千トン	千トン	千トン
	小 計	0.6 千トン	192.0 千トン	192.0 千トン
不 燃 物	コンクリートくず	－ 千トン	135.0 千トン	135.0 千トン
	アスファルトくず	－ 千トン	13.0 千トン	13.0 千トン
	金属くず	12.0 千トン	15.0 千トン	15.0 千トン
	粗大・混合ごみ	－ 千トン	281.0 千トン	281.0 千トン
	自動車	1,260 台	－ 台	－ 台
	小 計	12.0 千トン	444.0 千トン	444.0 千トン
合 計		12.6 千トン	636.0 千トン	636.0 千トン
津波堆積物		－ 千m ³	87.0 千m ³	87.0 千m ³

5. 一般廃棄物の処理について

(1) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第2項で規定する廃棄物とする。

(2) 処理概要

本町における一般廃棄物の処理は、名取市、岩沼市、山元町及び亶理町の2市2町で組織する、亶理名取共立衛生処理組合で広域処理を実施する。

東日本大震災の影響により、ごみ処理は平成24年4月より亶理清掃センターで一部品目の受け入れを再開するが、もえるごみは仙台市と仙南地域広域行政事務組合の処理施設に処理を委託し、缶類や破砕類は名取クリーンセンターで処理を行う。平成24年9月までには亶理清掃センターで全品目の受け入れ処理を行う。

し尿、浄化槽汚泥の処理についても、震災の影響により浄化センターの業務休止状態により、平成24年4月より仙南地域広域行政事務組合が所管する、し尿処理施設「白石衛生センター」を借用し、浄化センターが復旧するまで処理を行う。

側溝汚泥（雑排水汚泥）については、各行政区で清掃を行い町で汚泥を回収する方法と、堆積物が多量な場合などは各行政区と協力しバキューム車で回収する方法で清掃を行う方法により、どちらも汚泥は亶理一般廃棄物最終処分場に搬入処分する。

東日本大震災により発生した86万4千トンの災害廃棄物、および1,750㎡の津波堆積物の処理について、町は宮城県に事務委託して処理を行い、株式会社大林組を代表とする7社で構成する特定業務共同企業体により、平成24年4月から処理を開始する。

(3) ごみについて

②ごみの分別区分、処分方法

ごみの分別は、平成21年4月発行「家庭ごみの分け方と出し方」で定められた方法とする。

分別区分	処理主体	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
もえるごみ プラスチック製容器包装 缶類 びん類 資源ごみ ガラスくず せともの類 金属製品 複合素材製品 有害・危険ごみ	・亶理町 ・亶理名取共立 衛生処理組合	・家庭ごみは分別して集積所 へ搬入 ・引越しごみ等の一時多量排出 の場合は一般廃棄物処理業者 へ委託	・排出者が自己搬入 ・一般廃棄物処理業者 へ委託
粗大ごみ (タイヤ含)		・自己搬入 ・訪問収集へ委託	・搬入不可
家電リサイクル法に 定める家電製品	・亶理名取共立 衛生処理組合 ・指定取引所	・一般廃棄物処理業者へ委託 ・自己搬入	

③収集形態

区分	管理者	委託・収集業者	備考
集積所収集	・亶理名取共立 衛生処理組合	・(協)亶理清掃公社が収集	
訪問収集			
一般廃棄物処理業者回収	・亶理町	・一般廃棄物処理業者が収集	
拠点回収		・町職員が収集	・町施設10箇所牛乳 パック回収容器設置
集団資源回収		・町登録資源回収業者が収集	・各種団体にて実施
指定取引所		・(株)合通仙台支店に搬入 ・(株)安藤仁七商店に搬入	

○町長が許可した一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業）

許可業者名			
遠藤商店	遠藤商店(美)環境	(有)大塚商店	(有)小野運輸
(有)斎藤建材	田中建材輸送(株)	(有)濱野工務店	亶理環境衛生センター
ララクリーン	(有)ティーケーシー	(有)熊谷産業	(協)亶理清掃公社
(株)エヌイーエスコポレーション	(株)ヤマモト商事	(有)サン・クリーン仙台	(株)高良
(株)ミヤギクリーン	(株)共和環境保全	(有)アスクリン・ネットワーク	(株)東北生活ファーム
(協)名亶清掃事業公社	(有)岩沼環境保全	(株)仙台リサイクルセンター	(協)名取環境事業公社
(株)青葉環境保全	(株)宮城衛生環境公社	(株)RSS	(株)トニー
(株)公害処理センター	(有)コーセイサービス	(株)こんの	(株)モトキ
(協)仙台清掃公社	(株)ジェー・エー・シー		

④収集区域

行政区と仮設住宅を6地区に分けて収集を行う。

地区	行政区・仮設住宅区域
A	館南上・館南下・南町南・南町北・上町南・上町北・南城東・北城東・中町南・中町北・五日町・下大畑・南長瀬・北長瀬・館南仮設住宅・宮前仮設住宅
B	新井町・新町中・新町南・新町北・駅前西・駅前東・下茨田・祝田東・祝田西・祝田南・新町・桜小路東・桜小路中・桜小路西・中央工業団地仮設住宅・旧館仮設住宅
C	上郡・下郡・小山・田沢・早川の一部（逢隈字郡）・鹿島・神宮寺・倉庭、公共ゾーン仮設住宅
D	森房・上の町・中泉・今泉・牛袋・十文字町・十文字村・早川（逢隈字郡を除く）
E	榎袋・鷺屋・蕨・本郷・一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・箱根田西・箱根田東・港町・築港・鳥屋崎・高屋・柴町・長瀬浜
F	吉田・中原・旭台・上大畑・一本松・新丁・開墾場・大畑浜北・大畑浜南・吉田浜北・吉田浜南・野地・浜吉田東・浜吉田西・浜吉田北

⑤収集日程・排出方法

区分	回数	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	排出方法
もえるごみ	週2回	月・木	月・木	月・木	水・土	水・土	水・土	指定袋
プラスチック製容器包装	週1回	金	金	火	月	月	火	指定袋
缶類	月2回	第1・3火	第1・3水	第1・3金	第2・4火	第2・4木	第2・4金	指定袋
びん類								コンテナ
資源ごみ	月2回	第1・3木	第1・3火	第2・4金	第1・3木	第2・4火	第1・3金	指定袋 紙ひも
ガラスくず	月1回	第1火	第1水	第1金	第2火	第2木	第2金	コンテナ
せともの								
金属製品	月1回	第3火	第3水	第3金	第4火	第4木	第4金	コンテナ
複合素材製品								
有害・危険ごみ	月1回	第1土	第1土	第1土	第3土	第3土	第3土	コンテナ

⑥災害廃棄物

震災により発生した86万4千トンの災害廃棄物、および89万トンの津波堆積物の処理について、町は宮城県に事務委託して処理を行う。

現在、荒浜・大畑浜・吉田浜地区に一次集約されているがれきについては、今後、吉田浜地区に集約され、株式会社大林組を代表とする7社で構成する特定業務共同企業体により、二次処理施設で平成24年4月から処理が開始され、破砕・選別、リサイクル、焼却等の中間処理を行い、最終処分へ運搬する。

区分	管理業者	委託業者	処理場等
災害廃棄物	・宮城県 ・亶理町	・株式会社大林組を代表とする7社	・二次処理施設(二次仮置場) (亶理町吉田字砂浜地内) ・最終処分先 (県内産業廃棄物最終処分場)

6. し尿、浄化槽汚泥、側溝汚泥について

(1) し尿

くみ取り式のトイレ及び仮設トイレのし尿処理は、震災の被害による浄化センターの業務休止により、平成24年4月より仙南地域広域行政事務組合が所管する、し尿処理施設「白石衛生センター」を借用し、浄化センターが復旧するまで処理を行う。収集運搬は亶理名取共立衛生処理組合で(協)名亶清掃事業公社に収集・運搬を行う。

区分	管理業者	委託業者	収集方法	処理場
し尿	・亶理名取共立衛生処理組合	・(協)亶理清掃公社 (収集運搬業務)	戸別収集方式	・浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53) ・白石衛生センター (白石市白川内親字五輪沢 9)

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽は、原則として年4回以上の保守点検と年1回以上の清掃を行うことにより、機能が正常に維持されるとともに、排水基準の確保を図らなければならない。

浄化槽の清掃業を行なおうとする者は、浄化槽清掃業者の許可と併せて一般廃棄物処理業の許可が必要であり、次の業者が収集・運搬を行う。

浄化槽汚泥の処理は、し尿の処理同様に浄化センターが復旧するまで「白石衛生センター」を借用し処理を行う。

区分	管理業者	委託業者	収集方法	処理場
浄化槽汚泥	・亘理名取共立衛生処理組合	・浄化槽清掃業者 ・一般廃棄物処理業者	戸別収集方式	・浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53) ・白石衛生センター (白石市白川内親字五輪沢 9)

○町長が許可した浄化槽清掃業者は次のとおり。

許可業者名		
亘理環境衛生センター	(有)東部環境社	(株)エヌイーエスコポリューション
(株)ヤマモト商事	(協)共和衛生グループ	(協)名亘清掃事業公社
(有)川村衛生興業	(協)ケンナン	(株)青葉環境保全
(株)宮城衛生環境公社	鈴木工業(株)	東北環境整備(株)
(株)理化産業	(株)渡辺店	萱場工業
(有)エス・ジェイ・メンテナンス	(株)仙南技研浄化槽維持管理センター	(有)仙南産業
(有)宮城総合エンジニア	(株)宮城日化サービス	(株)中央特殊興業

(3) 雑排水汚泥（側溝汚泥）

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、行政区で清掃を行い町で回収する方法と、堆積物が多量な側溝等は各行政区と協力しバキューム車で回収する方法で清掃を行い、どちらも亘理一般廃棄物最終処分場に搬入し埋め立てする。

区分	管理業者	委託業者	処理場
雑排水汚泥 (側溝汚泥)	・亘理名取共立衛生処理組合	・雑排水清掃業者 (株)青葉環境保全、(株)共和環境保全	・亘理一般廃棄物最終処分場

7. 参考資料

(1) 亶理名取共立衛生処理組合管理施設

名 称	所在地	処理能力	形式等
亶理清掃センター※	山元町高瀬字杉田 2-1	75t/24h	ストーカー式
岩沼清掃センター	岩沼市南長谷字山小屋 74-36		
名取クリーンセンター	名取市愛島笠島字東南沢 114	120t/24h	ストーカー炉
浄化センター※	岩沼市寺島字川向 45-53	113kl/日	高負荷脱窒素処理+高度処理
白石衛生センター	白石市白川内親字五輪沢 9	65kl/日	
亶理一般廃棄物最終処分場	亶理町字北猿田 92-1	119,865 m ²	
岩沼一般廃棄物最終処分場	岩沼市長岡字栗木平西 1-1	52,900 m ²	

※印については、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた施設。

⑥ごみ・し尿手数料

区 分		搬入区分	手数料の額	
家庭系 ごみ	もえるごみ、資源 ごみ、粗大ごみ	排出者自身が搬入するもの	50 kgにつき	250 円
		許可業者が搬入する物	15 kgにつき	100 円
	粗大ごみ	組合が訪問収集するもの	50 kgにつき	500 円
	タイヤ ※1 回に 4 本ま で搬入できる	排出者自 身が搬入 するもの	直径 700 mm未満	ホイルなし(1 本につき)
直径 700 mm以上 1,000mm 未満	ホイル付き(1 本につき)		300 円	
事業系 ごみ	もえるごみ、資源 ごみ、粗大ごみ	排出者自身が搬入するもの	50 kgにつき	300 円
		許可業者が搬入するもの	15 kgにつき	100 円
し尿くみ取り手数料		組合が収集運搬するもの	180につき	100 円
し尿浄化槽汚泥処分手数料		許可業者が搬入するもの		155 円